



会 議 録

八幡市教育委員会

開 催 日 時	令和4年12月16日（金曜日） 午後3時～午後3時33分		
場 所	文化センター3階 会議室3		
出席委員名	小 橋 秀 生（教育長） 橋 本 陽 生（職務代理者）	八頭司 めぐみ 狩 野 理恵子	
委員を除く 出席者の 職 氏名	部 長 辻 和 彦 部付部長 田 中 孝 治 部 次 長 川 中 尚 部 次 長 佐 野 泰 博 （生涯学習センター館長事務取扱） 教育部参事 高 瀬 栄津子 教育総務課長 長 尾 忠 行 社会教育課長 辻 博 之	文化財保護課長 田 制 亜紀子 保育・幼稚園課長 成 田 孝 一 教育支援センター所長 濱 田 将 行 教育集会所館長 畑 中 敏 之 学校教育課主幹 有 野 靖 一 教育集会所主幹 田 原 麻 衣 教育総務課主幹 西 田 秀 美	

1. 開 会

2. 報 告 事 項

- (1) 市議会第4回定例会への請願について (教育部長) ※資料1
- (2) 2022八幡市民マラソン大会の参加状況について (社会教育課) ※資料2
- (3) 松花堂昭乗イラストコンテストについて (社会教育課) ※資料3

3. 議 題（協議事項）

- (1) 八幡市教育委員会公印規程の一部を改正する規程について (教育総務課) ※資料4

4. その他

- ・園、学校訪問について

5. 配付資料について

- ・きょうとふの教育 No.151

5. 閉 会

※次回定例教育委員会

日時：1月24日（火）午後3時から

場所：新庁舎3階 教育委員会室

※学校訪問先 八幡第四幼稚園（10：30）、くすのき小学校（11：30）



	内 容
[ 教 育 長 ]	<p>1. 開 会</p> <p>それでは、令和4年12月度の定例教育委員会を開催いたします。本日、佐野委員は欠席でありまして、事前にその旨、連絡をいただいております。それでは、会議に入ります。</p>
	<p>2. 報告事項をお願いします。(1)市議会第4回定例会への請願について、事務局より報告願います。教育部長。</p>
	<p>2. 報 告 事 項</p>
	<p>(1)市議会第4回定例会への請願について</p>
[ 辻 部 長 ]	<p>報告事項(1)「市議会第4回定例会への請願について」を、ご説明させていただきます。お手元の資料1をご覧ください。</p>
	<p>市議会第4回定例会に提出された請願は、受理番号1号「子育て環境の充実を求める請願」、第2号「子育てを応援し、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願」の二つでございます。第1号のうちで教育部に関係するものは、請願項目の3・4・5、第2号については、請願項目の3・4が教育部に関係するものとなっております。</p>
	<p>二つの請願は同じ趣旨であることから、全会派が紹介議員となっている第1号のみ、12月5日(月曜日)の本会議において採択されまして、第2号については、「みなし採択」となりました。</p>
	<p>以上でございます。</p>
[ 教 育 長 ]	<p>ただ今の報告事項につきまして、委員よりご質問等はございませんか。</p>
	<p>よろしいでしょうか。無いようでありますので、次に、(2)「2022八幡市民マラソン大会参加状況について」、事務局より報告願います。社会教育課。</p>
	<p>(2)2022八幡市民マラソン大会参加状況について</p>
[ 辻 課 長 ]	<p>2022八幡市民マラソン大会参加状況について、ご報告いたします。恐れ入りますが、</p>
	<p>資料2をご覧くださいたく存じます。</p>
	<p>12月4日、八幡市民スポーツ公園を発着点とし、2022八幡市民マラソン大会が開催されました。昨年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からハーフ種目を取り止め、規模を縮小して開催しましたが、今年は例年通り、2キロ・3キロ・10キロ・ハーフの4種目、15部門に、1,223人の参加があり、天候にも恵まれ、無事に大会を終えることができました。</p>
	<p>以上、ご報告いたします。</p>
[ 教 育 長 ]	<p>ただ今の報告事項につきまして、委員よりご質問等はございませんか。</p>
[ 狩 野 委 員 ]	<p>感想になりますが、参加させていただきまして、こんなに沢山の方が市民マラソンを楽しみに、八幡市にお集りになったなど、特に、市内の方だけではなくて、市外からも沢山いらっしゃる。それから、見させていただいておりましたら、いろんな状況の中で参加されている方、特に目に止まったのが、少し障害をお持ちの方かなと思うのですが、親子で一緒に走っていらっしゃる、すごく胸を打たれました。本当に良い行事の一つだなと、市外の方と市民の方が一緒になって交流するという良い機会ですので、今後また、この行事も大事にして欲しいということを、切に願います。ありがとうございました。</p>
[ 教 育 長 ]	<p>その他、何かご質問等はございませんか。</p>
[ 橋 本 委 員 ]	<p>私も、本当に久しぶりにこういう大会が出来るようになったな、ということを思いながら、見させていただきました。本当にいろんなところでご配慮があり、準備が大変だったなというふうに思います。ご苦労様でした。</p>
	<p>一つ質問ですが、例年、優秀な方に賞をお渡しするというので、賞状渡しのお手伝いをさせていただいております。今年は無かったのですが、賞状を渡すというの、やはり大事な一つの教育的というか、奨励する意義が強いかなと思いますし、健闘を称えるというようなこともあろうかと思っております。今年、この辺りのところはどうかされたのか、もし、お教えいただけるようであればお願いします。</p>
[ 辻 課 長 ]	<p>賞状の授賞式でございますけれども、これまでは開催させていただいておりましたが、近</p>



[ 教 育 長 ]	<p>年のコロナウイルス感染症対策の観点から、授賞式を取り止めるということで、今回の大会を実施させていただいたところでございます。賞状につきましては、基本的には、直接、協会のほうからお渡しをしているような状況でございます。</p> <p>他にご質問等はございませんか。無いようでありますので、次に、(3)「松花堂昭乗イラストコンテスト応募状況について」、事務局より報告願います。社会教育課。</p>
[ 辻 課 長 ]	<p>(2) 松花堂昭乗イラストコンテスト応募状況について</p> <p>報告事項(3)「松花堂昭乗イラストコンテスト応募状況について」、ご報告申し上げます。恐れ入りますが、お手元の資料3をご覧くださいと存じます。</p> <p>「わくわく」をテーマに、本年7月1日から11月30日まで作品募集を行いまして、その総数が出ましたので、ご報告させていただきます。応募総数1,101件、内訳は、小学生の部509件、中学生の部338件、高校生の部254件となっております。</p> <p>12月下旬に1次選考、1月14日に審査員4人による選考会を行いまして、受賞作品が決まる予定となっております。3月4日に授賞式を開催し、3月5日から19日まで松花堂庭園美術館で作品展を実施する予定でございます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
[ 教 育 長 ] [ 橋 本 委 員 ]	<p>ただ今の報告事項について、委員よりご質問等はございませんか。</p> <p>初めての事業ということで心配しておりましたが、多くの方が応募されておまして安心しました。今後、更なる発展を期待したいという思いであります。これは、毎年実施されるのでしょうか。それから、こういうものがどんどんできるということが望ましいことですが、文化事業等はスポーツに比べると、印象度が薄いような感じがします。徒然草エッセイ大賞の場合は、いろいろな有名な方が審査等をされていると思います。このイラストコンテストの場合は、そういうアピールと言いますか広報にあたるような講演会やセレモニー、あるいは、その審査にあたる方、有名人がお越しになって進めていくとか、この辺りのことについて、お教えいただけるようであれば、お伺いしたいと思います。期待している事業だけに、どういうふうに進めていかれるのかということで質問させていただきました。</p>
[ 辻 課 長 ]	<p>イラストコンテストの来年度の展望でございますけれども、今のところは、実施をさせていただく予定でございます。それから、審査員を有名な方、いわゆる著名な方と、記念イベント等についてのご質問ですけれども、本年9月4日に、松花堂昭乗イラストコンテスト記念イベントを「わくわく文化体験」という形で、小学生のお子さんを対象に松花堂庭園のほうで実施させていただきました。そこに講師の方をお呼びしまして、記念イベントを実施させていただきました。</p> <p>今後もこのような形で、またイベントを通じまして、本事業の周知を図っていければというふうに考えております。</p>
[ 教 育 長 ]	<p>その他に何かご質問等はございませんか。無いようでありますので、これにて報告事項を終結いたします。</p> <p>次に、3. 議題に入らせていただきます。(1)「八幡市教育委員会公印規程の一部を改正する規程について」を議題といたします。事務局より説明願います。教育総務課。</p> <p><b>3. 議 題 (協議事項)</b></p> <p>(1)「八幡市教育委員会公印規程の一部を改正する規程について</p>
[ 長 尾 課 長 ]	<p>八幡市教育委員会公印規程の一部を改正する規程について、ご説明いたします。お手元の資料4をご覧ください。</p> <p>令和5年1月1日付の組織再編によりまして、八幡市教育委員会公印規程の改正を行うものでございます。</p> <p>改正に係る主な内容といたしましては、生涯学習と他の行政分野との一体的な推進を図る観点から、文化・スポーツを含む生涯学習に関することを市長の権限とすることに伴いまして、生涯学習センター・各公民館の公印及び、市長に補助執行をお願いすることになる「学校開放事業」において、社会教育課で管理・使用していた公印をそれぞれ廃止をいたします。</p> <p>また、市長の権限に属する事務の一部が教育委員会に委任されることに伴いまして、各保</p>



育園の公印を定めるとともに、「教育部」が「こども未来部」となることによる文言の整理を行うものでございます。

以上のとおりでございますので、よろしくご審議をいただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

ただ今の説明につきまして、委員よりご質問等はございませんか。

よろしいですか。無いようでありますので、議題（１）についてお諮りいたします。議題（１）について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

[ 教 育 長 ]

[ 全 委 員 ]

[ 教 育 長 ]

意義なし。

異議なしと認め、議題（１）「八幡市教育委員会公印規程の一部を改正する規程について」、は原案のとおり決定します。

これにて、議題を終結いたします。

次に、４．その他に入らせていただきます。

本日の、「園・学校訪問について」ご意見等はございますでしょうか。

#### 4. その他

・園、学校訪問について

[ 狩 野 委 員 ]

本日は、八幡第三幼稚園と男山第三中学校を訪問させていただきました。第三幼稚園に行きますとね、子ども達が園庭でサッカー遊びを賑やかにしていました。子ども達が喜んで遊んでいて、時々「エイエイ、オー」という掛け声があがっておりました。賑やかに遊んでいるなど思いながら、声を聴いていたわけですが、今日は、園長先生がいらっしやらなかったのて教務長の先生からのご説明では、八幡のサッカー協会からサッカーボールを寄附していただいたということでした。今、世界的にもサッカーがすごく注目されていますので、子ども達も余計に興味をもって、遊んでいたのかなと思います。

こういうことにつきまして、市のほうからも感謝のものがあつたのかなと思います。全幼稚園に配付されたということでしたので、それも、子どもが使えるようなとても可愛いイラストが描いてある適度な大きさのボールで、子どもの興味をひいているのかなと思います。そのお礼に対してはどのようにされたのかということをお聞かせいただけたらと思います。それから、きっと、第三幼稚園での姿が各園でも行われているのではないかなと思いますので、他の園の状況などもご存じだったら聞かせていただけたら嬉しいなと思います。

[ 高 瀬 参 事 ]

サッカー協会の方には、以前からずっと公立の幼稚園、保育園、こども園に巡回でサッカー教室をしていただいております。もともとは日本サッカー協会、それから京都府のサッカー協会でお世話になっているのですけれども、送っていただいたのは、日本サッカー協会のほうでした。それで、コーチの方にお礼のご連絡をしたいと思ったのですが、全国を巡回されて各園に寄附されているということで、お電話をしてもつながらなかったというのが、正直なところでは。日本サッカー協会にお電話しても繋がらなくて、そのままいただいておいてくださいということでしたので、いまだにいただいたままになっております。

[ 成 田 課 長 ]

補足でございます。八幡市の公立保育園、こども園、幼稚園には全園、ボールとサッカーゴールをいただいております。先程もありましたように、お礼をお伝えしたかったのですけれども、八幡市だけではなく全国の園に寄附されているということで、また、書面でのお礼について、今後、検討していきたいと考えております。

[ 教 育 長 ]

[ 狩 野 委 員 ]

他に何かご質問・ご意見等ございませんか。

今日、第三幼稚園でお話を伺う中で、保護者への支援というか啓発ですね、その一つに、子どもの睡眠時間がすごく遅くて、個人懇談等の中で、保護者には早く寝るとことの大切さを担任の先生からお話をされているということを知りました。その後、そのまま続けて男山第三中学校へ行ったものですから、山下校長先生は睡眠ログに携わっていらっしやいますし、子どもの睡眠時間が、その子の学習、学びに向かう力だったり、生活力だったり、いろんな面に影響するのではないかなと思っています。幼児期から一緒になって、保護者啓発することの大切さみたいなものを、今日、ちょっと校長先生のお話の中から感じたところです。



	<p>八幡市の教育委員会としては、睡眠ログの取組や、生活習慣を整えていくというところで、今後、どのように啓発なり、子どもの力に変えていくのかというところ、お考えを聞かせていただけたら有難いなと思います。</p>
[ 成田 課長 ]	<p>睡眠は大事なことだと思っております。今後の啓発ですけれども、保健連絡会を毎月、開催しておりますので、そこから出している「保健だより」を活用しながら、上手に啓発していけたらいいかなと考えております。</p>
[ 狩野 委員 ]	<p>園では、保健連絡会を使ってということですが、今日、山下校長先生のお話を聴きながら、私が現場におりました時にも、何度も先生の研修を伺っておりますので、睡眠の必要性とそれからやはり意識することの大切さということで、保護者にいろいろと啓発をしていきたいなと思った次第です。私も園長の時に、研修を受けてはそういうことを、園長のおたよりとしては出していたのですけれども、市として、こういうすばらしい先生もいらっしゃるの、八幡市の特色として、この睡眠ログの取組、そして「早寝、早起き」の取組を進めていけたらと思います。幼・小・中の連携の中で、そういうことが出来ていかないと、切に願っております。何か、アクションを起こしていただけたら嬉しいという思いがしました。</p>
[ 川中 次長 ]	<p>狩野委員、ご指摘のとおり、先ほども課長が言いましたけれども、当然、睡眠は大事だという思いがあって、平成22年度・23年度に国の事業を受けまして、取組を進めて来たところでございます。</p> <p>ただ現時点においては、これ以上、学校現場で今時点以上のことは、正直なところ今の状況では無理、というふうに考えております。当然、啓発等に関しましては、先ほどもありましたとおり、おこなっていくべきものだと考えておまして、例えば、広報等で知らせるといことは、必要かと思えます。けれども、やはり、各校それぞれ特色もございまして、なかなか市一元として、現時点において、全ての学校で何かの取組をとというのは、現在の学校の状況からいきますとかなり困難であるというふうに、私は考えております。</p>
[ 教育長 ]	<p>以上でございます。</p>
[ 教育長 ]	<p>他に何かご質問・ご意見等ございませんか。</p>
[ 八頭司 委員 ]	<p>私も、男山第三中学校で睡眠ログのお話をお聴きしまして、自分が勉強させていただきました。それから、不登校の生徒に対しての「なごみルーム」というのをつくられていて、少し見せていただきました。校長先生のお話と併せて聴いていたら、ここでもチームが出来ていて、ここから一人勇気を持って、普通教室に入れたら続いていくのではないかと、話しておられました。そういうことが、他の中学校にも少しずつ浸透して行って、不登校の生徒が、みんなが行っている学校のどこかに自分も居て、そこでチームを作って、学校って楽しいんだ、仲間がいるからいいんだ、ということが分かるといいなと思ってすごく思いました。</p>
[ 川中 次長 ]	<p>ありがとうございました。不登校の別室ですが、現在、私どもが把握している部分だけでございますけれども、男山第二中学校と男山第三中学校において、不登校のための別室という形で展開をいたしているところでございます。委員ご指摘のとおり、教室には入れないけど学校に来られる子どもたちへの対応という意味では、きめ細かなステップという意味でも、非常に大事だと思っております。男山第二中学校と男山第三中学校では、不登校加配も当然いただいている学校でございますので、そういう加配も養護も含めて、不登校対策については、今後も、力をいれていかなければならないというふうに考えているところでございます。</p>
[ 教育長 ]	<p>他に何かございませんか。</p>
[ 橋本 委員 ]	<p>両委員からもお話がありましたけれども、やはりこの睡眠ログについて、八幡市としても強制はできないが奨励はするという意味で、例えば、具体的に他市に比べて中身を見ても、1年や2年のことではなく、かなり長い年数のもので、それから、かなり広い範囲をシェアしたなかでの報告をされておりますので、小・中学校全体のものにしていくような研修の場があってもいいのではないかとこのことを思いました。</p> <p>併せて、それならば、幼稚園、こども園、保育園というのか、この辺りについても、今は出来ていないようですが、ソフトについても、小・中対応的な感じだと思いますけれども、ここ</p>



らを繋げる。発達段階においても繋げられるようなものを開発するというか、方向性みたいなものを考えられると、一体化していくのではないかというふうに思います。

それからもう一つは、不登校関係で男山第三中学校では、「なごみルーム」で行われているようですけれども、こういうものが増えてきていると。近隣でも全国的にも増加傾向ですけれども、幅広い対応の仕方、手厚い丁寧な指導ということを徹底していくと。そうすると、外国人のこともありますねと、外国人も増えてきています。これについても、やはり手厚い指導をしていかなければならない。障害者の問題もそうですね。インクルーシブの関係からしてもそうですね。どんどんどんどん多様なものが、学校の中で丁寧な対応が出来る環境を作っていかなければならない。非常に大変なことだと思います。そういうシステムにするのか、あるいは定数をその都度つけていくのか、あるいはそれを総合するような何かシステムづくりをするのか、担当科の先生も大変だなと思います。この辺りのことについて、どのように思われているのか、すでに行われている中で、どういうことが今すぐ対応できるのだろうかというようなことがあります。

それから、幼稚園では、サッカー協会の協力でというのがありました。男山第三中学校では、不登校の「なごみルーム」も地域のボランティアの方が、より中心的に積極的になって、それを支えているんだと、男山第三中学校らしい地域性だからというふうに思います。コミュニティスクールではないですけれども、やはりコミュニティの中で、学校が支えられるというようなものも進めていかなければならない。これが上手くいっているというようなことを聴かせていただきました。これもやはり甘えているばかりではいけないので、校長先生が代わられても、あるいはいろんな環境の変化があっても、そういうふうなシステムづくりというのは必要だなという辺りのところを、今後の課題として強く感じたところです。以上です。

[ 川中次長 ]

まず、睡眠の部分で言いますと先ほども言いましたけれども、今年度、学校のほうが主体的に取り組み、文部科学省の指定を受けられて、進められているところでございます。当然、文部科学省の指定が一定終わりましたら、校長会等で報告をいただきながら、研修を進めていくつもりではございます。

日本語指導の面ですけれども、現在のところ、まだ、八幡小学校だけにしか、日本語教室が開設できておらず、そこがセンター校的に他校からいろんな子が来ています。けれども、実際問題を言いますと、八幡小学校の日本語教室はパンパンの状態でございます、今のところ受け入れを断っているような状態にもなっています。私どもといたしましては、出来ましたら中学校で1校、日本語教室の開設を京都府教育委員会のほうに要望をしております。来年度、加配等も含めて開設ができればいいのではないかなと考えております。ただし、今現在は、加配の対応というような形になっておりまして、これが定数対応になるのが、令和7年からになるのですが、ご存じのとおり、定数となりますとその人数がいればつきますけれども、いなければつかない。5月1日が基準になります、外国から来られている方というのは、非常に移動が激しいので、その辺りもあって、正直なところ、学校現場としては教育的な施策がなかなか受けられないというのは、委員ご指摘の通りだと思っております。その辺りも含めて、当然、私どもとしては、出来る限り日本語教室の開設を、京都府教育委員会のほうに要望していきたいと考えているところでございます。

[ 教育長 ]

他に何かございませんか。

[ 狩野委員 ]

今日の学校訪問のことではないのですけれども、先日、11月30日に八幡第四幼稚園のほうで研究発表をされました。ここでは本当に幼児ながらの対話の様子について、すごく取組が発表されたかなと思います。その時、川中次長が、本当に幼児教育を踏まえて、先生の対話であったり取組の効果であったりというものを、すごく丁寧にお話していただいて、良い研修会だったと思います。ありがとうございます。本当に学ぶものが多かったなど、幼児期でもこうやって対話をしながら、子どもたちが深い学びに結びつくような活動をしているという部分は、小学校の先生にも是非、知って欲しいなと思いました。

その後、12月8日に中央小学校のほうで公開授業がございまして、この時にも1年生の



授業を見させていただきました。ここでも、本当に、対話という形で、少人数で話し合ったり、クラス全体で話し合ったりということで、子ども達の学ぶ様子を見させていただいて、この間の発表とこれが結びつくということ、とても思いました。嬉しかったです。そういうことを、他の小学校の先生方にも知っていただけたらと思いますので、今後、学びを繋げるという意味で、幼稚園の公開保育、小学校の公開授業が繋がって、学びの場ということで、継続して出来るようにしていただけたらなということ、ひとつ思いました。それとともに、この日、6年生が「成長力」という形で授業をされまして、これも良い授業だったと思ひまして、本当に八幡市って素晴らしい取組をされているなって思った日です。

「成長力」ですけれども、以前、京都府の教育委員研修会がございました時に、学校教育課のほうから、自己肯定感を高めるような、自分でどれだけ成長したかを子どもが実感できるような取組を、行っていきたいとおっしゃっていました。その言葉を聴いておりまして、中央小学校の6年生の授業を見させていただきましたので、これも府内に誇れるひとつの大きな研修ではないかと思ひます。是非、これから八幡市の学校がこういうふうに取り組んでいるっていうのもっと広く知っていただける機会があればなと思った次第です。本当に、八幡の幼稚園も小学校も、日々、頑張っているっていうのが嬉しかったです。

[ 教 育 長 ] 他に何かご質問等ございませんか。4. その他を終結いたします。

次に、配布資料について、事務局より説明願います。教育総務課。

#### 5. 配付資料

[ 長 尾 課 長 ] 本日の配付資料でございますけれども、きょうとふの教育No.151です。11月の議事録の写しにつきましては、佐野委員が本日欠席のため、次回に配付させていただきます。

以上です。

[ 教 育 長 ] 他に何かご質問等ございませんか。よろしいでしょうか。それでは、次回、定例教育委員会につきましては、説明をお願いします。

[ 長 尾 課 長 ] 次回の教育委員会の日程です。1月24日火曜日、午後3時から新庁舎3階、教育委員会室で行います。学校訪問につきましては、10時30分から八幡第四幼稚園、11時30分からくすのき小学校となっております。以上です。

#### 5. 閉会

[ 教 育 長 ] 他に何かございますか。では、以上をもちまして、12月度の定例教育委員会を閉会させていただきます。ご苦勞様でございました。

令和 4 年八幡市議会第 4 回定例会  
請 願 文 書 表

受理年月日	令和 4 年 11 月 2 8 日	受理番号	第 1 号
請 願 者 住所・氏名	京都府八幡市八幡吉原 48 ラフレシール 203 丸岡加奈絵		
件 名	子育て環境の充実を求める請願		
紹 介 議 員	小川直人 山田芳彦	太田克彦 横山 博	横須賀生也 山口克浩 菱田明儀 亀田優子

## 請願趣旨

八幡市での小児救急体制は、美杉会男山病院の金曜日の午後 6 時から翌朝 8 時までの週 1 日のみとなっています。その他の曜日は、アクセスの不便な宇治徳洲会病院や田辺中央病院を受診するという状況が 9 年間続いており、毎年、八幡市から京都府に対して市内での小児救急医療体制の充実を要望されているところです。急な疾病の際の保護者の不安を取り除き、子どもの命と健康を守るため、市内での休日・夜間の小児の診療日が拡充されるよう、さらなる努力を求めます。

八幡市の子育て支援医療費支給制度は、中学校卒業まで入院・通院の実質無償化が実現し、8 年が経過しました。現在、府内の各自治体では、対象年齢を 18 歳の年度末まで拡充するための議論が活発に行われており、すでに 8 つの自治体で実施されています。少子化が進行するなか、子育て家庭の経済的な負担を軽減し、安心して子育てができるまちにするために、京都府に対して制度の充実を求めると同時に、八幡市でも対象年齢を 18 歳の年度末とするよう制度の拡充を求めます。

長引く新型コロナウイルス感染症や物価高の影響によって、経済的に苦しい状況におかれている保護者は少なくありません。こうした中、子どもの貧困対策、家計の負担軽減、少子化対策に有効な施策として、学校給食の無償化の動きが全国の自治体でも高まっており、国においても議論がなされているところです。国や府に対して、学校給食無償化のための財政措置を求め、学校給食無償化に向けて取組みを進めてください。

全国的な教職員不足により、子どもの教育環境に影響が出ています。八幡市でも、小学校 2 校、中学校 2 校で代替教員が配置出来ていない状況です。個別支援教育や個別のニーズへの対応を充実させるためには、教職員の大幅な増員が必要です。国や府に対して、配置基準を緩和し、教職員の配置を促進するよう求めてください。

子ども子育てを取り巻く課題を解決し、「八幡市子ども条例」の理念を八幡市の施策に反映し、すべての子どもが幸福で健やかに育つ「子どもが輝く未来のまちやわた」をつくるために、八幡市に対し以下のことを請願します。

## 請願項目

1. 京都府と連携し小児科医の育成に努め、市内での休日・夜間の小児救急医療体制を拡充してください。
2. 子育て支援医療費支給制度の拡充を京都府に求め、速やかに対象を満 18 歳年度末まで拡充してください。
3. すべての子育て世帯の負担を軽減するため、国や府に学校給食費無償化の財政措置を強く求め、財源が確保出来次第、速やかに無償にしてください。
4. 充実した学びの提供と教育課題解決のため、国や府に教職員配置の促進、教職員定数等配置基準の緩和を求めてください。
5. 「八幡市子ども条例」の理念を八幡市すべての施策に反映し、子どもが輝くまちづくりをさらに進めてください。

令和4年八幡市議会第4回定例会  
請願文書表

受理年月日	令和4年11月30日	受理番号	第2号
請願者 住所・氏名	京都府八幡市八幡福祿谷144-8 八幡市子どもと教育・文化を守る会 代表 中村秀雄 他1,635名		
件名	子育てを応援し、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願		
紹介議員	澤村純子		

請願趣旨

\*八幡市で「週1日」の夜間小児救急が開始されてから9年が経過しましたが、他の曜日は田辺中央病院か宇治徳洲会病院に行かざるを得ない状況が続いています。

子どもの急な発熱や異変の際に、近くに頼れる医療機関があってほしいというのは市民の切実な願いです。市内での診療日を増やすために、八幡市として積極的に京都府や関係機関に働きかけ、実現への道を開いてください。子どもの命と健康を守るために、特段の努力を求めます。

\*他市町村に先駆けて実施された、中学校卒業までの医療費無料化は八幡市ならではの「子どもを大切にす施策」として子育て世代を大いに励ましてきました。

その対象を児童福祉法に謳う児童の年齢である「高校卒業まで」に拡充し、文字通り「子どもの医療費の無償化」を実現することは「八幡での子育て」に一層の希望をもたらす施策となります。再びよき先駆けとなる決断を望みます。

\*終息が見通せないコロナ禍は、保護者の営業や雇用を直撃し子どもの就学にも大きな影響を及ぼしています。

そうした中、保護者にとって教育費が大きな負担となっています。中でも学校給食費は、義務教育にかかる費用の中で最も重い負担となっており、食材の値上がりによる、さらなる負担増が懸念されます。

全国的に子育て支援や定住しやすい環境づくりを目的に自治体による給食費の無償化が広がってきています。府内では伊根町、笠置町、南山城村、和束町、井手町で実現しています。

憲法第26条は「義務教育はこれを無償とする」と明記しています。学校では学校給食法第2条に定める学校給食の目標の達成に向け、給食を通じた食育が行われてきました。食育という教育を行うのに必要不可欠である学校給食費についても、教科書と同様に無償とするのが本来の姿ではないでしょうか。八幡市でも給食費無償化の実現によって義務教育費の負担軽減・無償化へ向けての大きな一歩を進めてください。

\*「新学期なのに担任がいらない」「年度途中で休退職した教員の後任が見つからない」など、全国的に「教員不足」がかつてなく深刻な問題になっています。(文科省調査でも2021年4月1日時点で全国の公立学校1897校で、2558人の教員が不足。実態はもっと多いといわれる)この状況は慢性化していて、いつでもどこでも起こりうる事態となっています。

犠牲者は子どもたちです。小手先の手段ではこの問題を解決することはできません。教職員の労働条件・待遇改善と共に教員定数を改善し、正規採用の教員を増やしてゆとりある配置をする必要があります。国・京都府に教員不足が生じないよう、教員定数増と正規教員の採用増を求めてください。

\*本請願の内容は「八幡市子ども条例」の理念の具現化そのものです。子どもたちが人間として大切にされ、憲法と子どもの権利条約が生きて輝くまちをつくるために、八幡市に対し以下のことを請願します。

請願項目

1. 市内での小児夜間救急の診療日を増やしてください。
2. 子どもの医療費を高校卒業まで無償にしてください。
3. 保護者の経済的困難を支援し、義務教育の無償化を進めるために学校給食費を無償にしてください。
4. 深刻な教員不足を解消するために、国や府に教員定数増・正規採用増を強く求めてください。

## 2022八幡市民マラソン大会参加状況について

番号	種目名	申込人数			参加人数		
		申込	八幡	市外	参加	八幡	市外
1	A:ハーフ高校生・一般男子	470	64	406	363	45	318
2	B:ハーフ高校生・一般女子	70	8	62	43	6	37
3	C:10km高校生・一般男子	285	80	205	241	73	168
4	D:10km高校生・一般女子	63	19	44	53	19	34
5	E:3km小学3・4年生男子	97	88	9	84	76	8
6	F:3km小学3・4年生女子	52	49	3	48	45	3
7	G:3km小学5・6年生男子	140	136	4	111	107	4
8	H:3km小学5・6年生女子	40	35	5	37	32	5
9	I:3km中学生男子	45	45	0	32	32	0
10	J:3km中学生女子	11	10	1	7	6	1
11	K:3km高校生・一般男子	26	22	4	24	20	4
12	L:3km高校生・一般女子	13	12	1	13	12	1
13	M:2km親子ペア	97	85	12	81	70	11
14	N:2km小学1・2年生男子	71	66	5	64	59	5
15	O:2km小学1・2年生女子	24	23	1	22	21	1
合計人数		1,504	742	762	1,223	623	600

## 松花堂昭乗イラストコンテスト応募状況

番号	部門名	応募数	市内	市外
1	小学生の部	509	341	168
2	中学生の部	338	137	201
3	高校生の部	254	5	249
合計件数		1,101	483	618

学年内訳		1	2	3	4	5	6
1	小学生	29	117	46	72	151	94
2	中学生	109	91	138			
3	高校生	90	65	71			
4	高校相当	0	28	0			

テーマ 「わくわく」

募集期間 令和4年7月1日(金)から11月30日(水)まで

今後の予定 一次選考 令和4年12月下旬

選考会 令和5年1月14日(土)

作品決定 令和5年2月下旬

授賞式 令和5年3月4日(土) 松花堂庭園・美術館 講習室

入賞作品展 令和5年3月5日(日)から19日(日) 松花堂庭園・美術館

## 八幡市教育委員会公印規程の一部を改正する規程

八幡市教育委員会公印規程（昭和61年八幡市教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条第1項中「教育総務課長」を「こども未来課長」に改める。

第6条第2項ただし書を削り、同条第3項中「別表様式番号6から11まで、23及び24」を「別表様式番号5から10まで」に改める。

第6条の2第2項中「教育部長」を「こども未来部長」に改める。

第8条第1項及び第2項中「教育総務課長」を「こども未来課長」に改める。

別表を次のように改める。

## 別表

様式 番号	名称	寸法	使用区分	管理区分	個数
1	京都府八幡市教育委員会之印	24mm平方	教育委員会名をもつてする文書	こども未来課	1
2	八幡市教育委員会教育長之印	21mm平方	教育長名をもつてする文書	こども未来課	1
3	八幡市教育委員会教育長之印	27mm平方	表彰状、感謝状等	こども未来課	1
4	八幡市教育委員会教育長職務代理之印	21mm平方	教育長職務代理名をもつてする文書	こども未来課	1
5	京都府八幡市立〇〇小学校之印	24mm平方	小学校名をもつてする文書	各小学校	各1
6	京都府八幡市立〇〇小学校之印	52mm×64mm	卒業証書用	各小学校	各1
7	京都府八幡市立〇〇小学校長之印	21mm平方	小学校長名をもつてする文書	各小学校	各1
8	京都府八幡市立〇〇中学校之印	24mm平方	中学校名をもつてする文書	各中学校	各1

9	京都府八幡市立 〇〇中学校之印	52mm×64 mm	卒業証書用	各中学校	各1
10	京都府八幡市立 〇〇中学校長之 印	21mm平方	中学校長名を もつてする文 書	各中学校	各1
11	京都府八幡市立 〇〇幼稚園之印	24mm平方	幼稚園名をも つてする文書	各幼稚園	各1
12	京都府八幡市立 〇〇幼稚園長之 印	21mm平方	幼稚園長名を もつてする文 書	各幼稚園	各1
13	八幡市立幼稚園 之印	54mm×69 mm	卒園証書用	八幡幼稚園 八幡第三幼 稚園 八幡第四幼 稚園	各1
14	八幡市立八幡市 民図書館之印	21mm平方	図書館名をも つてする文書	図書館	1
15	八幡市立八幡市 民図書館長之印	21mm平方	図書館長名を もつてする文 書	図書館	1
16	八幡市立南ヶ丘 教育集会所館長 之印	24mm平方	教育集会所館 長名をもつて する文書	南ヶ丘教育 集会所	1
17	八幡市立男山市 民図書館之印	21mm平方	図書館名をも つてする文書	図書館	1
18	八幡市立男山市 民図書館長之印	21mm平方	図書館長名を もつてする文 書	図書館	1
19	八幡市教育支援 センター所長之 印	18mm平方	八幡市教育支 援センター所 長名をもつて する文書	教育支援セ ンター	1
20	八幡市立南ヶ丘 保育園長之印	21mm平方	南ヶ丘保育園 長名をもつて する文書	南ヶ丘保育 園	1

21	八幡市立南ヶ丘第二保育園長之印	21mm平方	南ヶ丘第二保育園長名をもつてする文書	南ヶ丘第二保育園	1
22	八幡市立みその保育園長之印	21mm平方	みその保育園長名をもつてする文書	みその保育園	1
23	京都府八幡市立有都こども園長之印	21mm平方	有都こども園長名をもつてする文書	有都こども園	1
24	八幡市立わかたけ保育園長之印	21mm平方	わかたけ保育園長名をもつてする文書	わかたけ保育園	1
25	八幡市立南ヶ丘児童センター館長之印	24mm平方	南ヶ丘児童センター館長名をもつてする文書	南ヶ丘児童センター	1
26	八幡市社会教育委員会之印	24mm平方	社会教育委員会名をもつてする文書	生涯学習課	1

様式第3号中「殿」を「様」に改める。

附 則

この規程は、令和5年1月1日から施行する。

八幡市教育委員会公印規程の一部を改正する規程新旧対照表

改正後	改正前
<p>○八幡市教育委員会公印規程 昭和61年10月1日教委規程第1号</p>	<p>○八幡市教育委員会公印規程 昭和61年10月1日教委規程第1号</p>
<p>改正</p>	<p>改正</p>
<p>昭和62年3月7日教委規程第1号 平成元年6月14日教委規程第1号 平成5年1月26日教委規程第1号 平成8年5月28日教委規程第1号 平成9年9月1日教委規程第2号 平成9年9月2日教委規程第3号 平成10年10月20日教委規程第2号 平成11年9月16日教委規程第3号 平成15年3月12日教委規程第1号 平成19年7月26日教委規程第1号 平成19年10月30日教委規程第2号 平成22年2月13日教委規程第1号 平成24年1月21日教委規程第1号 平成27年4月1日教委規程第1号 令和元年10月29日教委規程第1号 令和4年6月29日教委規程第1号</p>	<p>昭和62年3月7日教委規程第1号 平成元年6月14日教委規程第1号 平成5年1月26日教委規程第1号 平成8年5月28日教委規程第1号 平成9年9月1日教委規程第2号 平成9年9月2日教委規程第3号 平成10年10月20日教委規程第2号 平成11年9月16日教委規程第3号 平成15年3月12日教委規程第1号 平成19年7月26日教委規程第1号 平成19年10月30日教委規程第2号 平成22年2月13日教委規程第1号 平成24年1月21日教委規程第1号 平成27年4月1日教委規程第1号 令和元年10月29日教委規程第1号 令和4年6月29日教委規程第1号</p>
<p>八幡市教育委員会公印規程 (趣旨)</p>	<p>八幡市教育委員会公印規程 (趣旨)</p>
<p>第1条 この規程は、八幡市教育委員会及び教育委員会事務局並びに教育委員会の所管に属する教育機関（以下「教育機関」という。）の公印について、管理、使用その他必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この規程は、八幡市教育委員会及び教育委員会事務局並びに教育委員会の所管に属する教育機関（以下「教育機関」という。）の公印について、管理、使用その他必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(定義)</p>	<p>(定義)</p>
<p>第2条 この規程において公印とは、公文書に使用する印章をいう。</p>	<p>第2条 この規程において公印とは、公文書に使用する印章をいう。</p>

改正後	改正前
(公印の種類等)	(公印の種類等)
第3条 公印の名称、寸法、使用区分、管理区分及び個数は、別表のとおりとする。	第3条 公印の名称、寸法、使用区分、管理区分及び個数は、別表のとおりとする。
(公印台帳)	(公印台帳)
第4条 <del>教育総務</del> <del>子ども未来</del> 課長は、公印台帳（別記様式第1号）を備え、すべての公印をこれに登録しなければならない。	第4条 教育総務課長は、公印台帳（別記様式第1号）を備え、すべての公印をこれに登録しなければならない。
(公印の管理)	(公印の管理)
第5条 公印は教育委員会事務局にあつては、 <del>教育総務</del> <del>子ども未来</del> 課長が、教育機関にあつては、それぞれの長が管理する。	第5条 公印は教育委員会事務局にあつては、教育総務課長が、教育機関にあつては、それぞれの長が管理する。
2 前項に規定する者（以下「公印管理者」という。）に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ公印管理者の指定する職員がその職務を代行する。	2 前項に規定する者（以下「公印管理者」という。）に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ公印管理者の指定する職員がその職務を代行する。
(公印の使用)	(公印の使用)
第6条 公印を使用する者は、押印を必要とする文書に決裁を経た起案文書を添えて、公印管理者に提示し、その承認を受けなければならない。	第6条 公印を使用する者は、押印を必要とする文書に決裁を経た起案文書を添えて、公印管理者に提示し、その承認を受けなければならない。
2 公印管理者は、公印を使用する者に、公印使用簿（様式第2号）へ必要事項を記載させ、公印を押印しなければならない。 <del>ただし、別表様式番号23及び24の公印については、公印使用簿への記載を省略することができる。</del>	2 公印管理者は、公印を使用する者に、公印使用簿（様式第2号）へ必要事項を記載させ、公印を押印しなければならない。ただし、別表様式番号23及び24の公印については、公印使用簿への記載を省略することができる。
3 前2項の規定にかかわらず、別表に掲げる公印（別表様式番号 <del>6・5</del> から <del>11</del> 10まで、 <del>23及び24</del> の公印を除く。）を使用する場合は、文書管理システムに公印の使用の申請を登録し、押印を必要とする文書を公印管理課の職員に提示し、承認を受けなければならない。ただし、文書管理システムにおける電子決定方式以外の方法により決裁を受けた場合にあつては、押印を必要とする文書に決裁文書を添えて、公印管理課の職員に提示し、承認を受けなければならない。	3 前2項の規定にかかわらず、別表に掲げる公印（別表様式番号6から11まで、23及び24の公印を除く。）を使用する場合は、文書管理システムに公印の使用の申請を登録し、押印を必要とする文書を公印管理課の職員に提示し、承認を受けなければならない。ただし、文書管理システムにおける電子決定方式以外の方法により決裁を受けた場合にあつては、押印を必要とする文書に決裁文書を添えて、公印管理課の職員に提示し、承認を受けなければならない。
(電子印の使用)	(電子印の使用)
第6条の2 電子計算機を利用して証明又は通知の事務を行うときは、別表に掲げる公印のうち電子計算機に記録した公印の印影（以下「電子印」と	第6条の2 電子計算機を利用して証明又は通知の事務を行うときは、別表に掲げる公印のうち電子計算機に記録した公印の印影（以下「電子印」と

改正後	改正前
<p>いう。)を印刷して公印の押印にかえることができる。</p>	<p>いう。)を印刷して公印の押印にかえることができる。</p>
<p>2 前項に規定する処理をするときは、<b>教育子ども未来</b>部長の承認を得なければならない。</p> <p>(公印の印刷)</p>	<p>2 前項に規定する処理をするときは、教育部長の承認を得なければならない。</p> <p>(公印の印刷)</p>
<p>第7条 公印管理者が特に必要があると認める場合は、公印の印影を印刷し、押印に代えることができる。この場合において、公印管理者が必要と認めるときは、縮小して印刷することができる。</p>	<p>第7条 公印管理者が特に必要があると認める場合は、公印の印影を印刷し、押印に代えることができる。この場合において、公印管理者が必要と認めるときは、縮小して印刷することができる。</p>
<p>2 前項の規定により、公印の印影を印刷した文書は、保管の確実を期するとともに、常にその使用状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(公印の新調、改印及び廃止)</p>	<p>2 前項の規定により、公印の印影を印刷した文書は、保管の確実を期するとともに、常にその使用状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(公印の新調、改印及び廃止)</p>
<p>第8条 公印の新調、改印及び廃止をしようとするときは、公印管理者は<b>教育総務子ども未来</b>課長と協議し、公印新調(改印、廃止)申請書(様式第3号)により、教育長の承認を受けなければならない。</p>	<p>第8条 公印の新調、改印及び廃止をしようとするときは、公印管理者は教育総務課長と協議し、公印新調(改印、廃止)申請書(様式第3号)により、教育長の承認を受けなければならない。</p>
<p>2 公印管理者は、改印及び廃止に係る旧公印を直ちに<b>教育総務子ども未来</b>課長に引き継ぐものとする。</p>	<p>2 公印管理者は、改印及び廃止に係る旧公印を直ちに教育総務課長に引き継ぐものとする。</p>
<p>3 廃棄した公印の処理のてん末は、公印台帳に記録しておかなければならない。</p> <p>(委任)</p>	<p>3 廃棄した公印の処理のてん末は、公印台帳に記録しておかなければならない。</p> <p>(委任)</p>
<p>第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。</p>	<p>第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>この規程は、公布の日から施行する。</p>	<p>この規程は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則(昭和62年3月7日教委規程第1号)</p>	<p>附 則(昭和62年3月7日教委規程第1号)</p>
<p>この規程は、昭和62年4月1日から施行する。</p>	<p>この規程は、昭和62年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則(平成元年6月14日教委規程第1号)</p>	<p>附 則(平成元年6月14日教委規程第1号)</p>
<p>この規程は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。</p>	<p>この規程は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。</p>
<p>附 則(平成5年1月26日教委規程第1号)</p>	<p>附 則(平成5年1月26日教委規程第1号)</p>
<p>この規程は、公布の日から施行し、平成3年12月1日から適用する。ただし、別表の改正規定中八幡市立都教育集会所館長之印に関する部分は、平成</p>	<p>この規程は、公布の日から施行し、平成3年12月1日から適用する。ただし、別表の改正規定中八幡市立都教育集会所館長之印に関する部分は、平成</p>

改正後	改正前
<p>元年4月1日から適用する。</p> <p>附 則（平成8年5月28日教委規程第1号） この規程は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成9年9月1日教委規程第2号） この規程は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成9年9月2日教委規程第3号）</p> <p>1 この規程は、公布の日から施行する。</p> <p>2 電子印の使用については、当分の間、別表の様式番号1及び3の公印に限るものとする。</p> <p>附 則（平成10年10月20日教委規程第2号） この規程は、平成10年11月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成11年9月16日教委規程第3号） この規程は、平成11年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成15年3月12日教委規程第1号） この規程は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年7月26日教委規程第1号） この規程は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年10月30日教委規程第2号） この規程は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成22年2月13日教委規程第1号） この規程は、平成22年3月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年1月21日教委規程第1号） この規程は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成27年4月1日教委規程第1号） この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により教育長が任命された日（平成29年4月2日）から施行する。</p>	<p>元年4月1日から適用する。</p> <p>附 則（平成8年5月28日教委規程第1号） この規程は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成9年9月1日教委規程第2号） この規程は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成9年9月2日教委規程第3号）</p> <p>1 この規程は、公布の日から施行する。</p> <p>2 電子印の使用については、当分の間、別表の様式番号1及び3の公印に限るものとする。</p> <p>附 則（平成10年10月20日教委規程第2号） この規程は、平成10年11月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成11年9月16日教委規程第3号） この規程は、平成11年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成15年3月12日教委規程第1号） この規程は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年7月26日教委規程第1号） この規程は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年10月30日教委規程第2号） この規程は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成22年2月13日教委規程第1号） この規程は、平成22年3月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年1月21日教委規程第1号） この規程は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成27年4月1日教委規程第1号） この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により教育長が任命された日（平成29年4月2日）から施行する。</p>

## 改正後

## 改正前

附 則（令和元年10月29日教委規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年6月29日教委規程第1号）

この規程は、令和4年8月1日から施行する。

附 則（令和元年10月29日教委規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年6月29日教委規程第1号）

この規程は、令和4年8月1日から施行する。

別表

別表

様式番号	名称	寸法	使用区分	管理区分	個数
1	京都府八幡市教育委員会之印	24mm平方	教育委員会名をもつてする文書	教育総務コードも未来課	1
<del>2</del>	削除				
<del>3</del> 2	八幡市教育委員会教育長之印	21mm平方	教育長名をもつてする文書	教育総務コードも未来課	1
3の <del>2</del>	八幡市教育委員会教育長之印	27mm平方	表彰状、感謝状等	教育総務コードも未来課	1
<del>4</del>	削除				
<del>5</del> 4	八幡市教育委員会教育長職務代理之印	21mm平方	教育長職務代理名をもつてする文書	教育総務コードも未来課	1
<del>6</del> 5	京都府八幡市立〇〇小学校之印	24mm平方	小学校名をもつてする文書	各小学校	各1
<del>7</del> 6	京都府八幡市立〇〇小学校之印	52mm×64mm	卒業証書用	各小学校	各1
<del>8</del> 7	京都府八幡市立〇〇小学校長之印	21mm平方	小学校長名をもつてする文書	各小学校	各1
<del>9</del> 8	京都府八幡市立〇〇中学校之印	24mm平方	中学校名をもつてする文書	各中学校	各1

様式番号	名称	寸法	使用区分	管理区分	個数
1	京都府八幡市教育委員会之印	24mm平方	教育委員会名をもつてする文書	教育総務課	1
2	削除				
3	八幡市教育委員会教育長之印	21mm平方	教育長名をもつてする文書	教育総務課	1
3の2	八幡市教育委員会教育長之印	27mm平方	表彰状、感謝状等	教育総務課	1
4	削除				
5	八幡市教育委員会教育長職務代理之印	21mm平方	教育長職務代理名をもつてする文書	教育総務課	1
6	京都府八幡市立〇〇小学校之印	24mm平方	小学校名をもつてする文書	各小学校	各1
7	京都府八幡市立〇〇小学校之印	52mm×64mm	卒業証書用	各小学校	各1
8	京都府八幡市立〇〇小学校長之印	21mm平方	小学校長名をもつてする文書	各小学校	各1
9	京都府八幡市立〇〇中学校之印	24mm平方	中学校名をもつてする文書	各中学校	各1

改正後							改正前						
<del>109</del>	京都府八幡市立 〇〇中学校之印	52mm×64 mm	卒業証書用	各中学校	各1		10	京都府八幡市立 〇〇中学校之印	52mm×64 mm	卒業証書用	各中学校	各1	
<del>110</del>	京都府八幡市立 〇〇中学校長之 印	21mm平方	中学校長名を もつてする文 書	各中学校	各1		11	京都府八幡市立 〇〇中学校長之 印	21mm平方	中学校長名を もつてする文 書	各中学校	各1	
<del>1211</del>	京都府八幡市立 〇〇幼稚園之印	24mm平方	幼稚園名をも つてする文書	各幼稚園	各1		12	京都府八幡市立 〇〇幼稚園之印	24mm平方	幼稚園名をも つてする文書	各幼稚園	各1	
<del>1312</del>	京都府八幡市立 〇〇幼稚園長之 印	21mm平方	幼稚園長名を もつてする文 書	各幼稚園	各1		13	京都府八幡市立 〇〇幼稚園長之 印	21mm平方	幼稚園長名を もつてする文 書	各幼稚園	各1	
<del>1413</del>	八幡市立幼稚園 之印	54mm× 69mm	卒園証書用	八幡幼稚園 八幡第三幼稚 園 八幡第四幼稚 園	各1		14	八幡市立幼稚園 之印	54mm× 69mm	卒園証書用	八幡幼稚園 八幡第三幼稚 園 八幡第四幼稚 園	各1	
<del>1514</del>	八幡市立八幡市 民図書館之印	21mm平方	図書館名をも つてする文書	図書館	1		15	八幡市立八幡市 民図書館之印	21mm平方	図書館名をも つてする文書	図書館	1	
<del>1615</del>	八幡市立八幡市 民図書館長之印	21mm平方	図書館長名を もつてする文 書	図書館	1		16	八幡市立八幡市 民図書館長之印	21mm平方	図書館長名を もつてする文 書	図書館	1	
<del>1716</del>	八幡市立南ヶ丘 教育集会所館長 之印	24mm平方	教育集会所館 長名をもつて する文書	南ヶ丘教育集 会所	1		17	八幡市立南ヶ丘 教育集会所館長 之印	24mm平方	教育集会所館 長名をもつて する文書	南ヶ丘教育集 会所	1	
<del>18</del>	八幡市立男山公 民館長之印	21mm平方	男山公民館長 名をもつてす る文書	男山公民館	1		18	八幡市立男山公 民館長之印	21mm平方	男山公民館長 名をもつてす る文書	男山公民館	1	
<del>18の2</del>	八幡市立橋本公 民館長之印	21mm平方	橋本公民館長 名をもつてす る文書	橋本公民館	1		18の2	八幡市立橋本公 民館長之印	21mm平方	橋本公民館長 名をもつてす る文書	橋本公民館	1	

改正後						改正前					
<del>18の3</del>	<del>八幡市立山柴公民館長之印</del>	<del>21mm平方</del>	<del>山柴公民館長名をもつてする文書</del>	<del>山柴公民館</del>	1	18の3	八幡市立山柴公民館長之印	21mm平方	山柴公民館長名をもつてする文書	山柴公民館	1
<del>18の4</del>	<del>八幡市立志水公民館長之印</del>	<del>21mm平方</del>	<del>志水公民館長名をもつてする文書</del>	<del>志水公民館</del>	1	18の4	八幡市立志水公民館長之印	21mm平方	志水公民館長名をもつてする文書	志水公民館	1
19	八幡市立都教育集会所館長之印	24mm平方	教育集会所館長名をもつてする文書	都教育集会所	1	19	八幡市立都教育集会所館長之印	24mm平方	教育集会所館長名をもつてする文書	都教育集会所	1
<del>20</del> 17	<del>八幡市立男山市民図書館之印</del>	<del>21mm平方</del>	<del>図書館名をもつてする文書</del>	<del>図書館</del>	1	20	八幡市立男山市民図書館之印	21mm平方	図書館名をもつてする文書	図書館	1
<del>21</del> 18	<del>八幡市立男山市民図書館長之印</del>	<del>21mm平方</del>	<del>図書館長名をもつてする文書</del>	<del>図書館</del>	1	21	八幡市立男山市民図書館長之印	21mm平方	図書館長名をもつてする文書	図書館	1
22	2219 八幡市教育支援センター所長之印	18mm平方	八幡市教育支援センター所長名をもつてする文書	教育支援センター	1	22	八幡市教育支援センター所長之印	18mm平方	八幡市教育支援センター所長名をもつてする文書	教育支援センター	1
23	<del>八幡市立生涯学習センター館長之印</del>	<del>21mm平方</del>	<del>八幡市立生涯学習センター館長名をもつてする文書</del>	<del>八幡市立生涯学習センター</del>	1	23	八幡市立生涯学習センター館長之印	21mm平方	八幡市立生涯学習センター館長名をもつてする文書	八幡市立生涯学習センター	1
24	八幡市教育委員会教育長之印 社会教育課	21mm平方	教育長名をもつてする文書のうち社会教育課所管証明書類等	社会教育課	1	24	八幡市教育委員会教育長之印 社会教育課	21mm平方	教育長名をもつてする文書のうち社会教育課所管証明書類等	社会教育課	1

改正後						改正前					
20	八幡市立南ヶ丘 保育園長之印	21mm平方	南ヶ丘保育園 長名をもつて する文書	南ヶ丘保育園	1						
21	八幡市立南ヶ丘 第二保育園長之 印	21mm平方	南ヶ丘第二保 育園長名をも つてする文書	南ヶ丘第二保 育園	1						
22	八幡市立みその 保育園長之印	21mm平方	みその保育園 長名をもつて する文書	みその保育園	1						
23	京都府八幡市立 有都こども園長 之印	21mm平方	有都こども園 長名をもつて する文書	有都こども園	1						
24	八幡市立わかた け保育園長之印	21mm平方	わかたけ保育 園長名をもつ てする文書	わかたけ保育 園	1						
25	八幡市立南ヶ丘 児童センター館 長之印	24mm平方	南ヶ丘児童セ ンター館長名 をもつてする 文書	南ヶ丘児童セ ンター	1						
26	八幡市社会教育 委員会之印	24mm平方	社会教育委員 会名をもつて する文書	生涯学習課	1						

別記  
様式第1号

別記  
様式第1号

改正後

公 印 台 帳

印		様 式 番 号
影		印 材
		年 月 日押印
名 称		
寸 法		
使 用 区 分		
管 理 者		
個 数		
備 考		

改正前

公 印 台 帳

印		様 式 番 号
影		印 材
		年 月 日押印
名 称		
寸 法		
使 用 区 分		
管 理 者		
個 数		
備 考		



改正後	改正前
<p style="text-align: right;">年 月 日</p>	<p style="text-align: right;">年 月 日</p>
<p style="text-align: center;">公印新調（改印、廃止）申請書</p>	<p style="text-align: center;">公印新調（改印、廃止）申請書</p>
<p>八幡市教育委員会教育長様</p>	<p>八幡市教育委員会教育長殿</p>
<p style="text-align: center;">公印管理者</p>	<p style="text-align: center;">公印管理者</p>
<p style="text-align: right;">印</p>	<p style="text-align: right;">印</p>
<p>下記のとおり公印を新調（改印、廃止）したいので申請します。</p>	<p>下記のとおり公印を新調（改印、廃止）したいので申請します。</p>
<p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">記</p>
<p>1 公印名称</p>	<p>1 公印名称</p>
<p>2 使用区分</p>	<p>2 使用区分</p>
<p>3 新調（改印、廃止）の理由</p>	<p>3 新調（改印、廃止）の理由</p>
<p>4 新調（改印、廃止）年月日</p>	<p>4 新調（改印、廃止）年月日</p>
<p>5 印影</p>	<p>5 印影</p>